

使用済製品等リユース促進事業研究会（第19回） 議事概要

1. 開催概要

(1) 日時・場所

日時：平成28年3月25日（金） 10:00～12:00

場所：TKP東京駅前カンファレンスセンター ホール9A

(2) 議事

(1) 使用済製品リユースモデル事業について（成果報告）

(2) 平成27年度の検討事項について

- －1 「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き（仮称）」について
- －2 平成27年リユースの市場動向調査結果について
- －3 リユースの認知度向上のための報告書について

(3) 今後のリユース促進に向けて

(3) 出席委員

三橋規宏（座長）、小野田弘士、加藤正、北川達郎、佐々木五郎、杉研也、田崎智宏、手塚一郎、長沢伸也、波多部彰、服部美佐子、藤田惇、和田由貴（以上、敬称略）

(4) 欠席委員

黒田武志、佐々木創（以上、敬称略）

(5) モデル事業 実施団体

小田るい、板谷友香里、松田悠（特定非営利活動法人.sopa.jp）

和喜田恵介、庄司里美（特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会）、新田恭子（公益社団法人セカンドハンド創設者 日本チャリティーショップ・ネットワーク共同代表）

(6) 配布資料

資料1 研究会名簿

資料2 使用済製品リユースモデル事業について（成果報告）

- －1 特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会
- －2 特定非営利活動法人 sopa.jp

資料3 「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き（仮称）」（案）

資料4 平成27年リユースの市場動向調査結果

資料5 「リユースの今がわかる本（仮称）」（案）

資料6 今後のリユース促進に向けて

参考資料

1 平成27年度リユース関連事業者との意見交換会について（報告）

(7) その他

会議は公開で行われた。

2. 議事概要

(1) 使用済製品リユースモデル事業について（成果報告）

1) 特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会

【手塚委員】

- ・ モデル事業として支援を受けた助成金の具体的な使途と、今回実施したモデル事業の効果を示していただきたい。本事業はネットワーク構築が主目的であるかと思うが、それがどの程度達成できたのか。
- ・ 資料 2-1 の P.14 に海外に輸出されてリユースとあるが、海外へ輸出されるものは、どの程度トレーサビリティが確保できるのか。どの国で、こういった店舗・形態で販売されているかまで分かるのか。また、路盤材等へのリサイクルのため逆有償取引が行われているとあるが、どの程度の費用・負担となっているのか。

【和喜田（中部リサイクル運動市民の会）】

- ・ 今年度事業だけで現在のネットワークをすべて構築できたわけではなく、これまでに地球環境基金等の事業を活用して進めてきた。ネットワーク基盤の構築については、これまでの取り組みに加え、本事業が後押ししてくれたと感じている。支出項目は、主に会合・フォーラム等の開催費とそれらに伴う交通費、アンケート調査に関する取りまとめ等の費用である。
- ・ 海外に輸出してのリユースについて、基本的には海外に店舗を有する特定のリユース業者に販売しており、ある程度トレーサビリティは確保できている。
- ・ 路盤材等へのリサイクル費用は、廃棄物として処理する費用と同程度かやや高いくらいである。リサイクルせずに廃棄物として処理するのはもったいないという観点から、路盤材としてのリサイクルを進めている。

【長沢委員】

- ・ ネットワーク構築により、事業採算面でどのようなメリットが見込まれるのか。具体的な金額がわかれば教えていただきたい。一例として、共同仕入れや共同広告、事業者間での商品の融通などが想定されると思うが、こうした点を期待してのことなのか。また、このネットワークにてリユース品の品質保証を設けるということも考えられるのではないか。
- ・ 資料中にチャリティショップを CS と略しているが、一般的に CS という顧客満足（Customer Satisfaction）のことを指すことが一般的であり、チャリティショップを想起する人はほとんどいないと思われるので、再考いただいたほうがよい。

【和喜田（中部リサイクル運動市民の会）】

- ・ 過去に雑誌に掲載された際、掲載された団体での使用済製品の集荷が増えたことがある。ネットワークとしてPRすることで、集荷拡大の効果を見込んでいる。またある団体では引き取ることが難しい製品（例えば電化製品や大型品など）でも、ネットワークの他団体では引き取ることができる製品もあり、こうした効果も見込まれる。

【三橋座長】

- ・ 英国の事例として税制優遇措置とあるが、具体的にどのようなものなのか。

【和喜田（中部リサイクル運動市民の会）】

- ・ チャリティショップに対し、消費税や固定資産税等の減免を行うものと聞いている。また寄附品の売上金額の25%が政府からチャリティショップ運営団体に支払われる制度もある（正確には政府から寄付者に還付されるが、受け取らない場合にチャリティショップ運営団体に支払われるもの）。

【手塚委員】

- ・ 税制優遇等に向けては政府等に対するロビー活動も重要となるため、単一の団体ではなくより大きな組織として活動するほうが、効果を期待できるであろう。国内外の成功事例などを収集し、具体的に提案活動を進めることが必要であろう。
- ・ ネットワーク化により期待される事項について、資料2-1のP.20に挙げているもの以外にも見込まれるものがあれば教えていただきたい。

【和喜田（中部リサイクル運動市民の会）】

- ・ 国内のチャリティショップは、いずれもこの分野で先進的な英国の事例を踏まえて活動している。もともとチャリティショップ間の横の連携や意見交換がほとんどなく、悩みを共有する場を設けるだけでも各団体が持つ課題が解決されるなどの効果が得られている。これからは、一般市民にチャリティショップをもっと知ってもらうことが重要であり、啓発等の取り組みもより一層進めていきたいと考えている。

【藤田委員】

- ・ ネットワーク全体として海外輸出と国内販売の比率はどの程度か。

【和喜田（中部リサイクル運動市民の会）】

- ・ 団体によって、寄附品の集計単位がさまざまであり（箱や重量、点数など）、正確な比率が把握できない状況であるが、肌感覚として輸出の比率はそれほど多くないと感じている。団体の多くは国内販売を主眼としており、積極的に海外輸出してという状況ではない。

2) 特定非営利活動法人 sopa.jp

【長沢委員】

- ・ 資料 2-2 の P.25 に収益モデルがあるが、PC の例で、仮に全量リサイクル（1,000 円）の場合は 50 台で合計 5 万円になり、環境教育活動への協賛金 7 万円に届かないが、この差額は誰が負担するのか。また、逆に全量リユース（6,000 円）の場合は合計 30 万円の粗利となるが、協賛金 7 万円との差額はどのように取り扱われるのか。
- ・ また以前の研究会でも質問があった点と記憶しているが、活用する情報機器をタブレットにする必然性がよく分からないので説明いただきたい。

【田崎委員】

- ・ 本事業の取組の社会的な価値を、どのような形で関係者に伝え、発信していくことを想定しているのか。また地域の子供たちへ教育プログラムを提供するということだが、子供たちへは寄付による製品を使っていることをきちんと伝え、理解してもらっているのか。
- ・ 取組を実施するボランティアの満足度も高めていく必要があると思われるが、活動しているボランティアのモチベーションを高める工夫を何か行っているのか。

【小田（sopa.jp）】

- ・ PC に関する平均粗利は、個々の企業の状況によって多い少ないといったことがあるが、個別対応等をするとう企業が参加しにくくなってしまふ恐れがある。企業に対しては 50 台という台数のみを提示しており、変動分のリスクはパシフィックネットや当団体が吸収することになる。あくまで参加していただく企業の関わりやすさを重視している。
- ・ タブレットは、ICT 教育の一環として子供たちに情報機器に慣れ親しんで欲しいという考えのもとで利用している。ただし、タブレットにこだわっているわけではなく、今後どのような形態で実施するかも含めて検討していきたい。
- ・ 企業等から寄付いただいたものがどのように活用されているのかについて、有償ではあるが寄付品 1 台ごとに情報提供できるようにしており、寄付先の団体での環境教育活動についても報告書にまとめて情報提供している。子供たちに対しては、寄付による製品である、リユース品であるということを伝えている。
- ・ ボランティアの満足度について、子供たちに教育プログラムを提供したいという強い思いを持っているものの、ボランティアで続けていくには限界があると感じていた人が多かった。本事業ではそうした不安をなくすために、多くの企業や関係者からの支援により、安定的に運営できる仕組みづくりを構築していると考えており、モチベーション高く取り組んでもらっていると感じている。

(2) 平成 27 年度の検討事項について

1) 「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き（仮称）」について

【事務局（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 大澤）】

- ・ 資料 3 に基づき説明

【杉委員】

- ・ コンプライアンス上の留意点について、本手引きの対象読者を想定した場合、こうした事例を拡充してもよいのではないか。例えば、不正輸出や輸出先での不適切処理などを写真など入れて掲載したり、あるいは廃棄物の不正転売などの最新トピックスなどを盛り込んだりしてもよいのではないか。

【手塚委員】

- ・ 資料3のP.26について、コンプライアンス上の留意点の中で、該当する法令が整理されていないので、例えば事例に対応する法令が一覧表などで整理されていればより分かりやすい資料になると思われる。必ずしも必要ではないが、ご検討いただきたい。

【波多部委員】

- ・ 手引きへの要望ではないが、ここ最近、インターネットを經由した違法な回収事例が増加傾向にある。リユース業者が登録しているサイトの運営事業者は、手数料を受け取っているにもかかわらずこうした事業者への対応等を行っていないようである。また地方自治体においても環境関連部署等の管轄はこうした事例の注意喚起等を行っているが、例えば福祉課のような管轄以外の部署では対処方法がわからずに利用を案内してしまっていることもあるようで、対応策を広く周知していくことが必要であろう。

【北川委員】

- ・ インターネット上での違法なリユース業者の取り締まりの為にも、各地方自治体の取り締まり徹底・強化を引き続き検討をいただきたい。その上で官民共同で仕組みづくりが検討できればと考えている。

【田崎委員】

- ・ 資料3のP.27のグラフについて、自治体のリユース品購入実績は2%という結果となっている。事業者と比較して非常に低い。今後の取り組みの要望として、官公庁・地方自治体のリユース促進も検討いただきたい。

【波多部委員】

- ・ メーカー側が特定の事業者ニーズに対応した製品を製造した結果、一般消費者にはそのままリユースしにくい製品となっている事例があり、対策の検討が必要である。例えば、ホテル用のテレビには主電源を操作できないものがある。こうした製品は一般用としてリユースするには改造等が必要となり、リユース促進の上での障害になると考えている。

【三橋座長】

- ・ アンケートの結果、官公庁・地方自治体でリユース品調達・購入が進んでいないという実態が明らかになっている。官公庁・地方自治体においても今後積極的にリユース品を購入していく必要がある。

2) 平成27年リユースの市場動向調査結果について

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 加山）】

- ・ 資料4に基づき説明

【波多部委員】

- ・ 資料4のP.19の図表23について、自動車・バイクを除いたリユース品の流通経路は、インターネットオークションが最も多くなっている。一方で、インターネットにおける中古品取引の法整備が追い付いていないと感じている。インターネット取引における違法業者の排除を目的としたガイドライン構築等が必要ではないかと考えている。

【杉委員】

- ・ スマートフォンのリユース市場が拡大している中で、消費者側でこれまで顕在化していなかった新たな課題等が生じていないのか気になる点である。
- ・ 資料4のP.26の図表28について、不用品の排出経路として、市中の不用品回収業者に引渡しとあり、実態としてそうであることは分かるが、違法廃棄物回収事業者の可能性のある排出先として記載している点に違和感を覚える。

【三橋座長】

- ・ 平成24年から平成27年の名目GDP成長率からすると、数%のリユース市場成長という値は妥当であろう。

3) リユースの認知度向上のための報告書について

【事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 松岡）】

- ・ 資料5に基づき説明

【杉委員】

- ・ 本資料の配布先と配布する目的を確認したい。
- ・ 環境省でも様々な資料を作成・公開していると思うが、当協会などとの連携も含め、広く一般に周知し、理解を深めてもらうための工夫をいただきたい。また冊子として配布する場合も協会として協力することも可能である。

【小野田委員】

- ・ 資料5のP.3について、図表内の破碎や溶融などのプロセスは、やや細かい記載であると感じる。一般向けの資料という観点からは見直した方がよい。
- ・ 「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き（仮称）」（資料3）にも共通することだが、小型家電リサイクル法に関する記載が全く入っていないため違和感がある。なんらかの説明が必要ではないか。

【事務局（環境省・谷貝室長補佐）】

- ・ 本資料の配布対象は、一般の方、特に環境への関心が高い方を想定しており、イベントを活用して配布することを想定している。
- ・ 現在、環境省ウェブサイトのリニューアルを予定しており、本資料が一般読者にも簡単にアクセスできるよう工夫し、積極的に発信していきたいと考えている。
- ・ 小野田委員からご指摘のあった小型家電リサイクルに関する記載も検討させていただく。

(3) 今後のリユース促進に向けて

【事務局（環境省・谷貝室長補佐）】

- ・ 資料6に基づき説明

【加藤委員】

- ・ 長期間使用した製品をリユースする際、修繕用部品が入手できず、結果としてリユースが困難になる場合がある。リペアを行う際の様々な情報がもう少しあれば、製品のリユースが促進され、廃棄物量削減にもつながるのではないかと考えている。

【長沢委員】

- ・ これまでのリユース研究会での議論を踏まえてのコメントだが、経済的に成立しないリユース品目も相当あるように感じており、そうした品目のリユース促進は経済的に無理があるように思われる。戦略として、新品に対する税等を導入するなど、抜本的対策を検討してもよいのではないかと考えている。
- ・ リユース率を向上させることが目的であるならば、あらゆる品目のリユース率を高めるのか、それともリユース率が低い品目を高め底上げするのか、あるいは現状リユース率が高い品目を更に高めるのか、いろいろな考え方があがるが、ターゲットを限定してリユース率の向上を図るといった戦術も検討する必要があるだろう。

【三橋委員】

- ・ リユースの質的な転換を図る時期に来ていると理解している。今後検討すべき課題であろう。

【田崎委員】

- ・ リユースのターゲットを絞り込んでいくという長沢委員のご意見はその通りであると感じている。そういう点では、リユース製品の調達・購入実績が低い官公庁や地方自治体でのリユース品購入の拡大は、コスト削減にもつながるため対応すべきである。
- ・ モデル事業は、実施期間が短いように思われるため、一定期間を確保できるようにしていただきたい。

【新田（日本チャリティーショップ・ネットワーク）】

- ・ リユース促進の際、チャリティショップも念頭に置いた普及啓発を実施いただきたい。当団体も年度末にウェブサイトを上上げる予定であり、「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き（仮称）」や「リユースの今が分かる本（仮称）」等にも掲載いただき情報発信をいただきたい。

(4) 閉会

【事務局（環境省・田中室長）】

- ・ 平成 22 年度に始まった本研究会も今回で 19 回目となった。昨年度は地方自治体向けの手引きを、今年度は一般市民向けの広報資料や事業者向けの手引きを取りまとめ、社会にリユースを広めるための資料を一式整備することが出来たと考えている。市場規模の推計結果からは、リユースを巡る状況が 3 年前と大きくは変化していないことが分かったが、様々なリユースのチャンネルやサービスが生み出されてきており、効率的でより付加価値の高いビジネスモデルが求められているのではないかと考えている。
- ・ 国際的な動向としては、国連において持続可能な開発目標（SDGs）が設定され、2030 年までに各国が 3R を推進することとなっている。欧州は、循環経済というコンセプトのもとにリユース等をベースとする経済構造の構築を目指している。今年、日本は G7 サミットの議長国として世界レベルでの 3R を牽引していくことが求められている。環境省としては来年度以降のリユース業の信頼性・付加価値向上やリサイクルの認知度向上のための取り組みを通じてリユース産業の拡大を図っていきたいと考えている。

(以上)